

令和 6 年度帯広市文化財審議委員会 議事概要

日 時 令和 6 年 7 月 31 日（水）14 時 00 分～15 時 00 分
場 所 帯広百年記念館 2 号室
出席者 小野寺会長、齊藤副会長、秋山委員、後藤委員、近藤委員、酒井委員、高玉委員、平田委員、宮島委員、八重柏委員 10 名
欠席者 なし
事務局 村木生涯学習部部長、河瀬生涯学習部室長、山中館長、伊藤係長、森主任、上田係員

【内容】

1 開 会

2 議 題

報告事項

（1）令和 5 年度帯広市文化財保護関係事業実施状況について

【説明】

- ① 文化財調査・保存事業、②文化財活用事業、③アイヌ伝統文化保存・伝承事業について事務局より説明。

【質疑応答】

委 員：イオル再生事業の成果についてはどう感じているのか。

事務局：体験交流事業に関しては毎年家族連れでご参加頂いたり、クチャ作りに関しては実際に体験しアイヌの方にお話を聞いたりする機会を設けている。毎年行っている事業ではあるが、参加されるメンバーも変わっており、事業としてはうまく進行していると考えている。

委 員：イベントに終わらず、実際のイオル再生に向けた活動につながることを期待している。

（2）令和 6 年度帯広市文化財保護関係事業実施予定について

【説明】

①文化財調査・保存事業、②文化財活用事業、③アイヌ伝統文化保存・伝承事業について事務局より説明。

【質疑応答】

委 員：カムイトウウポポ保存会伝承事業の補助について、補助額はどれくらいであるのか。

事務局：帯広百年記念館からは、年間 24 万円の補助金を出している。

委 員：別の行政からも補助金はあるのか。

事務局：首長部局からも観光の観点から補助金を出ている。

委 員：今年度の事業実施予定について昨年と同じ内容であるが、少しずつ内容を変えているのか、これがベストであると考えているのか。

事務局：実施計画が必ずしもベストだとは考えていないが、今年度についてはコロナ禍以前の水準に回復することを目標としている。また内容について、例えば「植物観察会」では、観察する植物を昨年度の公園内の樹木から今年度は野草園の草本類に関する観察を行ったり、クチャ作りでは作成する小屋の種類や材料を昨年度と変更したりするなど、題名は同じであるが内容はバリエーション豊かに行っている。令和7年度以降は改良も加えていきたいと考える。

委員：5年1クールなど長期スパンの事業を行うのも有効ではないかと考えるので検討していただきたい。また事務局からの説明において、昨年度の報告を受けた課題点、改善点の記載も行ってもらえるよう期待している。

(3) その他

【質疑応答】

委員：十勝毎日新聞社の報道で、観光目的において八千代C遺跡を発掘する陳情を教育委員会が受けたという報道が出ていたが、その経緯を教えてほしい。

事務局：教育委員会として、今年度は八千代C遺跡の現状を把握し試掘可能かを調査する方向で進めている。

委員：新聞による報道の「観光目的」という部分は間違いであるのか。

事務局：観光の部分については、今後さらに調査が進んだ時期に判断するものであり、教育委員会として八千代C遺跡の発掘についてどのように進めるのが良いか判断するための調査である。

委員：一般市民団体が発掘してほしい旨の陳情を提出し、帯広市が市費で発掘を行うのは理解が難しい。例えば私がある団体を立ち上げ遺跡を掘ってほしいと教育委員会にお願いしたら帯広市は掘ってくれるのか。

事務局：今回は教育委員会ではなく市議会に提出された陳情を受けての対応である。

委員：遺跡の発掘に市議会は関係なく、教育委員会の判断しかあり得ないのではないのか。今後の帯広市の文化財事業に大きな影響を与える。陳情先が市議会というのもよく分からないので、委員からこのような意見が出たということを検討していただければと思う。

事務局：そうした意見があることは承知した。

委員：文化財審議委員会とはどのような位置付けなのか。

委員：審議する内容がある年は審議を行うが、どちらかといえば報告事項でありその中で意見があれば発言する会だと理解している。しかし伝える側と聞く側が共通の理解度でないと話が進みにくいため、分かりやすく進めるための資料作りなど工夫していただければと思う。可能であれば、帯広市が所有する文化財や古建築に関して見学会を行い、市民がより理解を深める機会があってもよいと思う。

委員：報告会であれば他に方法があるのではないのか。理解度を高めるための準備は必要であると考えるので検討をお願いしたい。

事務局：諮問をお願いする事項があれば皆様に協議をしていただく。今回は諮問事項がないため報告が中心となった。

3 その他

委員より以下の発言があった。

(1) 本審議委員会の進行内容について

開会の宣言者を会長とすべきである。

挨拶順は始めに会長、次に事務局とすべきである。

(2) 本審議委員会の名称について

文化財保護法に沿う名称とすべきである。

(3) 帯広百年記念館運営審議会について

博物館法に沿う名称とすべきである。

同法に沿い、当該会を館長の諮問機関とすべきである。

(4) 本審議委員会を帯広百年記念館が所管していることについて

本審議委員会は行政機関が所管すべきである。

4 閉会